

みずほ証券 取引約款・規定集(個人のお客さま用) 新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です)

みずほ証券の証券総合取引約款	
新	旧
<p>7. (自動買い付け)</p> <p>(1) <u>お客さまの口座に当日他の目的で使用することのない円貨の金銭が存在することを確認した場合、特にお客さまからのお申し出がない限り、次の区別に応じて当該各号に定める時期に、当該金銭でお客さまのためにMRFの買い付けを行います。</u></p> <p>(削除)</p> <p>①営業日の正午<u>より前</u>に<u>当該金銭の存在</u>を確認した場合 当日の買い付け</p> <p>②(現行通り)</p> <p>(2) お客さまが当社に信用取引口座又はネット信用取引口座を開設している場合は、上記(1)にかかわらずMRFの買い付けは行いません。</p> <p>(3) (現行通り)</p>	<p>7. (自動買い付け)</p> <p>(1) <u>有価証券、その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金のうち、当社において支払われるものについてその支払いが円貨であったときは、MRFの買い付けのお申し込みがあったものとし、特にお客さまからのお申し出がない限り買い付けを行います。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが有価証券等の買付代金等の支払いのために次の各号に定める入金を行った場合、当該入金額をもって当該各号に定めるMRFの買い付けのお申し込みがあったものとし、特にお客さまからのお申し出がない限り、当該入金額に基づき買い付けを行います。</u></p> <p>①営業日の正午<u>まで</u>に<u>お客さま口座への入金</u>を確認した場合 当日の買い付け</p> <p>②(省略)</p> <p>(3) お客さまが当社に信用取引口座又はネット信用取引口座を開設している場合は、上記(1) <u>及び</u> (2)にかかわらずMRFの買い付けは行いません。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p>118. (受注できない場合)</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 募集又は売出しにかかる有価証券の買い付けのご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書等の<u>交付(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みません。本項において同じ。)</u>を受けられたことを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書等の<u>交付を受けられたこと</u>が確認できなかったときは、ご注文はお受けできません。ただし、法令諸規則等の規定により目論見書等の交付が必要でない場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) (現行通り)</p>	<p>118. (受注できない場合)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 募集又は売出しにかかる有価証券の買い付けのご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書等を<u>受領されている</u>ことを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書等の<u>受領</u>が確認できなかったときは、ご注文はお受けできません。ただし、法令諸規則等の規定により目論見書等の交付が必要でない場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>120. (取引のご報告)</p> <p>当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法<u>その他の情報通信の技術を利用する方法</u>による提供を含みます。以下取引残高報告書について同じ。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>	<p>120. (取引のご報告)</p> <p>当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします(<u>郵送又は</u>「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法による<u>交付</u>を含みます。以下取引残高報告書について同じ。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>

みずほ証券の証券総合取引約款

新	旧
付 則 この改正は、 <u>2025年2月17日</u> から施行します。	付 則 この改正は、 <u>2024年6月1日</u> から施行します。

MRF自動継続投資約款(マネー・リザーブ・ファンド)	
新	旧
<p>第3条(金銭の払い込み)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2. <u>お客様の口座に当日他の目的で使用する事のない円貨の金銭が存在することを確認した場合、特にお客さまからのお申し出がない限り、次の区別に応じて当該各号に定める時期に、当該金銭でお客様のためにMRFの買い付けを行います。</u></p> <p>(削除)</p> <p>①営業日の正午<u>より前</u>に<u>当該金銭の存在</u>を確認した場合 当日の買い付け</p> <p>②(現行通り)</p>	<p>第3条(金銭の払い込み)</p> <p>(省略)</p> <p>2. <u>特にお客さまからのお申し出がない限り、お客さまに対する有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金又は懸賞金のうち、当社において支払われるものの支払いがあった場合には、MRFの取得の申し込みがあったものとします。</u></p> <p>3. <u>お客さまが有価証券等の買付代金等の支払いのために次の各号に定める入金を行った場合、当該入金額をもって当該各号に定めるMRFの買い付けのお申し込みがあったものとし、特にお客さまからのお申し出がない限り、当該入金額に基づき買い付けを行います。</u></p> <p>①営業日の正午<u>まで</u>に<u>お客さま口座への入金</u>を確認した場合 当日の買い付け</p> <p>②(省略)</p>
<p>付 則 この改正は、<u>2025年2月17日</u>から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、<u>2024年6月1日</u>から施行します。</p>

外国証券取引口座約款	
新	旧
<p>第16条(注文の執行及び処理)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(1)(2)(3)(4)(現行通り)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時交付書面等を交付します(<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。</u>)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>	<p>第16条(注文の執行及び処理)</p> <p>(省略)</p> <p>(1)(2)(3)(4)(省略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時交付書面等を送付します。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>
<p>第21条(諸通知)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類等を送付します(<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。</u>)。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客さまの希望したときを除いて当社は送付しません。</p>	<p>第21条(諸通知)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類等を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客さまの希望したときを除いて当社は送付しません。</p>
<p>第22条(発行者からの諸通知等)</p> <p>発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外 CD 及び海外 CP については1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付を希望した場合は、お客さまに送付します(<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。</u>)。</p> <p>2. (現行通り)</p>	<p>第22条(発行者からの諸通知等)</p> <p>発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外 CD 及び海外 CP については1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付を希望した場合は、お客さまに送付します。</p> <p>2. (省略)</p>
<p>付 則 この改正は、<u>2025年2月17日</u>から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、<u>2024年6月1日</u>から施行します。</p>

外国為替取引約款

新	旧
<p>8.(注文の執行及び処理)</p> <p>(1)(2) (現行通り)</p> <p>(3) 当社は、外国為替取引の成立後、すみやかにお客さまに当該取引にかかる明細を記載した書面を交付します(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合があります。)</p>	<p>8.(注文の執行及び処理)</p> <p>(1)(2) (省略)</p> <p>(3) 当社は、外国為替取引の成立後、すみやかにお客さまに当該取引にかかる明細を記載した書面を交付します。</p>
<p>付 則 この改正は、<u>2025年2月17日</u>から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、<u>2024年6月1日</u>から施行します。</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>第1条(規定の趣旨)</p> <p>この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンラインサービス(「みずほ証券ネット倶楽部」、「みずほ証券株アプリ」<u>その他の当社が定めるサービスをいいます。</u>) (以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決めです。</p> <p>2. (現行通り)</p>	<p>第1条(規定の趣旨)</p> <p>この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンラインサービス(<u>名称</u>「みずほ証券ネット倶楽部」<u>及び</u>「みずほ証券株アプリ」) (以下「本サービス」といいます。)の<u>ご</u>利用に関する取り決めです。</p> <p>2. (省略)</p>
<p>第2条(法令等の遵守)</p> <p>本サービスの利用にあたっては、お客さま及び当社は、この規定によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。</p> <p><u>2. 法人(法人格のない団体等を含みます。以下同じ。)のお客さまは、本サービスを利用する役職員等(以下「利用ユーザー」といいます。)に、この規定のほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守させるものとします。</u></p>	<p>第2条(法令等の遵守)</p> <p>本サービスの<u>ご</u>利用にあたっては、お客さま及び当社は、この規定によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。</p> <p>(新設)</p>
<p>第3条(自己責任の原則)</p> <p>お客さまは、この規定の内容を十分理解し、<u>かつ、法人のお客さまにあつては利用ユーザーにこの規定の内容を十分に理解させ</u>、ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。</p>	<p>第3条(自己責任の原則)</p> <p>お客さまは、この規定の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。</p>
<p>第4条(サービスの内容)</p> <p>お客さまは、本サービスの内容を十分に理解した場合には限り、<u>かつ、法人のお客さまにあつては利用ユーザーに本サービスの内容を十分に理解させた場合に限り</u>、本サービスを利用することができます。</p> <p>2. 3. (現行通り)</p> <p>(削除)</p>	<p>第4条(サービスの内容)</p> <p>お客さまは、本サービスの内容を十分に理解した場合には限り、本サービスを行うことができます。</p> <p>2. 3. (省略)</p> <p><u>4. 法人のお客さまはお取引、入出金・振替等、一部のサービスをご利用できません。</u></p>
<p>第5条(本サービスの利用条件)</p> <p>個人のお客さまは、国内に居住する成人で、次の各号の全てに該当する場合、この規定に基づき本サービスの利用ができます。また、法人のお客さまは、国内に所在し、②③を除く各号の全てに該当する場合<u>であつて、当社が定める条件に該当するときは</u>、この規定に基づき本サービスの利用ができます。</p> <p>①②③④⑤⑥ 2. (現行通り)</p> <p><u>3. 法人のお客さまは、自己の責任において、役職員等の中から利用ユーザーを指定し、利用ユーザーのみに本サービスを利用させるものとします。</u></p> <p><u>4. 法人のお客さまは、利用ユーザー以外の役職員等が本サービスを利用しないよう、自己の責任で管理(ログインパスワード及び取引パスワード等の保管を含みますがこれに限りません。)をするものとします。</u></p>	<p>第5条(本サービスの利用条件)</p> <p>個人のお客さまは、国内に居住する成人で、次の各号の全てに該当する場合、この規定に基づき本サービスの利用ができます。また、法人のお客さまは、国内に所在し、②③を除く各号の全てに該当する場合、この規定に基づき本サービスの利用ができます。</p> <p>①②③④⑤⑥ 2. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>第17条(注文の照会及び約定連絡)</p> <p>本サービスを利用したお客さまの取引注文内容は、本サービスにより照会することができます。</p> <p>2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付します(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法 <u>その他の情報通信の技術を利用する方法</u> による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>	<p>第17条(注文の照会及び約定連絡)</p> <p>本サービスを <u>ご</u> 利用したお客さまの取引注文内容は、本サービスにより照会することができます。</p> <p>2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付します (<u>郵送又は</u>「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による <u>交付</u> を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。</p>
<p>第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止)</p> <p>お客さまは本サービスの利用に関し、次の事項を <u>行ってはならないものとし、かつ、法人のお客さまにあっては利用ユーザーに次の事項を行わせてはならないもの</u> とします。</p> <p>①②(現行通り)</p> <p>③お客さまのパスワード等を第三者の利用に供すること (<u>法人のお客さまにあっては利用ユーザー以外の役員等の利用を含みます。</u>)</p> <p>④⑤⑥(現行通り)</p> <p>2. <u>お客さま(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)</u> が前項に違反したと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は <u>お客さまによる</u> 本サービスの利用を中止します。また、当社は、お客さまが本サービスを利用することが不適当と判断した場合には、<u>お客さまによる</u> 本サービスの利用を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客さまに費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客さまに対し損害賠償その他の責を負わないものとします。</p>	<p>第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止)</p> <p>お客さまは本サービスの <u>ご</u> 利用に関し、次の事項を <u>禁止</u> します。</p> <p>①②(省略)</p> <p>③お客さまのパスワード等を第三者の利用に供すること</p> <p>④⑤⑥(省略)</p> <p>2. 前項に反すると当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は本サービスを中止します。また、当社は、お客さまが本サービスを <u>ご</u> 利用 <u>いただく</u> ことが不適当と判断した場合には、本サービスの <u>ご</u> 利用を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客さまの費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客さまの負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客さまに対し損害その他の責を負わないものとします。</p>
<p>第26条(ソフトウェア利用の制限)</p> <p>前条に定めるソフトウェアに関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその供給元に帰属し、お客さまは <u>当該権限を第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできず、また、当該ソフトウェアを複製又は加工することはできません。また、法人のお客さまは、利用ユーザーに当該権限を第三者に譲渡、質入れ又は貸与させてはならず、また、当該ソフトウェアを複製又は加工させてはならないもの</u> とします。</p>	<p>第26条(ソフトウェア利用の制限)</p> <p>前条に定めるソフトウェアに関する著作権、知的所有権その他一切の権限はその供給元に帰属し、お客さまは第三者に譲渡、質入れ又は貸与することは <u>できません</u>。また、ソフトウェアを複製又は加工することはできません。</p>
<p>第27条(サービスの終了)</p> <p>当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスの利用を終了します。</p> <p>①お客さまが当社所定の <u>お手続き</u> に従って本サービスの解約、又は利用中止のお申し出をされた場合</p> <p>②お客さまが本サービスの利用にかかる届出事項等について、虚偽の報告を行ったことが判明した場合</p> <p>③お客さま (<u>法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。</u>) がこの規定、各取引に係る約款、約諾書</p>	<p>第27条(サービスの終了)</p> <p>当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスの <u>ご</u> 利用を終了します。</p> <p>①お客さまが当社所定の <u>手続き</u> に従って本サービスの解約、又は利用中止のお申し出をされた場合</p> <p>②お客さまが本サービスの <u>ご</u> 利用にかかる届出事項等について、虚偽の報告を行ったことが判明した場合</p> <p>③お客さまがこの規定、各取引に係る約款、約諾書及び</p>

通信取引規定	
新	旧
<p>及び取扱規定等に違反した場合</p> <p>④(現行通り)</p> <p>⑤お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑥お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害したとき、又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が本サービスの利用を継続しがたいと認めたととき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じたときに、当社がお客さまに解約を申し出た場合</p> <p>⑦(現行通り)</p>	<p>取扱規定等に違反した場合</p> <p>④(省略)</p> <p>⑤お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑥お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害したとき、又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたととき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じたときに、当社がお客さまに解約を申し出た場合</p> <p>⑦(省略)</p>
<p>第28条(免責事項)</p> <p>(現行通り)</p> <p>①②(現行通り)</p> <p>③本サービスの利用に際し、お客さま自身(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)で入力したか否かにかかわらず、入力された取引パスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行った取引注文</p> <p>④取引パスワード等の盗用等による不正使用があった場合(法人のお客さまにあっては利用ユーザー以外の役職員等による不正使用を含みます。)</p> <p>⑤⑥⑦⑧(現行通り)</p> <p>⑨お客さま(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)による本サービスの内容又は利用方法の誤解又は理解不足による場合</p> <p>⑩天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託のお手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合</p> <p>⑪(現行通り)</p>	<p>第28条(免責事項)</p> <p>(省略)</p> <p>①②(省略)</p> <p>③本サービスの利用に際し、お客さま自身で入力したか否かにかかわらず、入力された取引パスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行った取引注文</p> <p>④取引パスワード等の盗用等による不正使用があった場合</p> <p>⑤⑥⑦⑧(省略)</p> <p>⑨お客さまによる本サービスの内容又は利用方法に誤解又は理解不足による場合</p> <p>⑩天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合</p> <p>⑪(省略)</p>
<p>付 則 この改正は、2025年2月17日から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、2024年6月1日から施行します。</p>

内部者の登録について

新	旧
<p>お客さまが以下の「内部者」に該当する場合、日本証券業協会の規則に基づき、当社所定の事項を当社所定の方法により、速やかにお届けいただくとともに、その旨を登録させていただきます。また、お届け出事項に変更があったときは、当社所定の<u>お手続き</u>によって、遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>【上場会社等の関係者】</p> <p>①(現行通り)</p> <p>②上場会社等の役員の配偶者及び同居者</p> <p>③上場会社等の従業員等(派遣社員、パート、アルバイトを含みます。以下同じ。)及びその配偶者</p> <p>④上場会社等を退任後1年以内の元役員及びその配偶者、同居者</p> <p>⑤上場会社等を退職後1年以内の元従業員等及びその配偶者</p> <p>⑥上場会社等の親会社<u>又は</u>子会社の役員及び従業員等<u>並びに</u>その配偶者</p> <p>⑦上場会社等の親会社<u>又は</u>子会社を退任後1年以内の元役員及びその配偶者、<u>並びに</u>退職後1年以内の元従業員及びその配偶者</p> <p>⑧(現行通り)</p> <p>⑨上場会社等の大株主(当該上場会社等の直近の有価証券報告書<u>又は</u>半期報告書に記載されている上位10位以内の株主をいいます。)</p> <p>【上場投資法人等の関係者】</p> <p>－上場投資法人等1の関係者－</p> <p>①上場投資法人等の執行役員<u>又は</u>監督役員<u>及び</u>その配偶者、同居者</p> <p>②上場投資法人等を退任後1年以内の元執行役員<u>又は</u>元監督役員<u>及び</u>その配偶者、同居者</p> <p>－上場投資法人等の資産運用会社²の関係者－</p> <p>①上場投資法人等の資産運用会社の役員<u>及び</u>その配偶者、同居者</p> <p>②上場投資法人等の資産運用会社の従業員等<u>及び</u>その配偶者</p> <p>③上場投資法人等の資産運用会社を退任後1年以内の元役員<u>及び</u>その配偶者、同居者、<u>並びに</u>退職後1年以内の元従業員等<u>及び</u>その配偶者</p>	<p>お客さまが以下の「内部者」に該当する場合、日本証券業協会の規則に基づき、当社所定の事項を当社所定の方法により、速やかにお届けいただくとともに、その旨を登録させていただきます。また、お届け出事項に変更があったときは、当社所定の<u>手続</u>によって、遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>【上場会社等の関係者】</p> <p>①(省略)</p> <p>②上場会社等の役員の配偶者<u>および</u>同居者</p> <p>③上場会社等の従業員等(派遣社員、パート、アルバイトを含みます。以下同じ。)<u>および</u>その配偶者</p> <p>④上場会社等を退任後1年以内の元役員<u>および</u>その配偶者、同居者</p> <p>⑤上場会社等を退職後1年以内の元従業員等<u>および</u>その配偶者</p> <p>⑥上場会社等の親会社<u>または</u>子会社の役員<u>および</u>従業員等<u>ならびに</u>その配偶者</p> <p>⑦上場会社等の親会社<u>または</u>子会社を退任後1年以内の元役員<u>および</u>その配偶者、<u>ならびに</u>退職後1年以内の元従業員<u>および</u>その配偶者</p> <p>⑧(省略)</p> <p>⑨上場会社等の大株主(当該上場会社等の直近の有価証券報告書、半期報告書<u>または</u>四半期報告書に記載されている上位10位以内の株主をいいます。)</p> <p>【上場投資法人等の関係者】</p> <p>－上場投資法人等1の関係者－</p> <p>①上場投資法人等の執行役員<u>または</u>監督役員<u>および</u>その配偶者、同居者</p> <p>②上場投資法人等を退任後1年以内の元執行役員<u>または</u>元監督役員<u>および</u>その配偶者、同居者</p> <p>－上場投資法人等の資産運用会社²の関係者－</p> <p>①上場投資法人等の資産運用会社の役員<u>および</u>その配偶者、同居者</p> <p>②上場投資法人等の資産運用会社の従業員等<u>および</u>その配偶者</p> <p>③上場投資法人等の資産運用会社を退任後1年以内の元役員<u>および</u>その配偶者、同居者、<u>ならびに</u>退職後1年以内の元従業員等<u>および</u>その配偶者</p>

内部者の登録について	
新	旧
<p>－ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人³の関係者－</p> <p>① 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員 <u>及び</u> その配偶者</p> <p>② 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の従業員等 <u>及び</u> その配偶者</p> <p>③ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人を退任後1年以内の元役員 <u>及び</u> その配偶者、<u>並びに</u> 退職後1年以内の元従業員等 <u>及び</u> その配偶者</p> <p>-----</p> <p>1～3(現行通り)</p>	<p>－ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人³の関係者－</p> <p>① 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の役員 <u>および</u> その配偶者</p> <p>② 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人の従業員等 <u>および</u> その配偶者</p> <p>③ 上場投資法人等の資産運用会社の主な特定関係法人を退任後1年以内の元役員 <u>および</u> その配偶者、<u>ならびに</u> 退職後1年以内の元従業員等 <u>および</u> その配偶者</p> <p>-----</p> <p>1～3(省略)</p>

以上